

貸借銘柄の選定期の見直しに伴う「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 8 月 27 日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、貸借取引に対する投資者の利便性の向上を図るため、新規上場銘柄を対象とした貸借銘柄への選定期を前倒しするとともに、既上場銘柄を対象に決算期ごとに行う選定期を延長するなど、制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に係る規則の一部改正を行うこととします。

II. 改正概要

貸借銘柄の選定期の見直し

早期選定（新規上場銘柄を対象に行う選定）及び定期選定（上場銘柄を対象に決算期毎に行う選定）に係る時期について、以下の通りとします。

1. 早期選定に係る選定期

直接市場第一部上場銘柄（他市場経由は除く。）は、上場日の翌月の応当日に選定することとされていますが、これを上場後最初の約定値段（初値）が決定された日の10 営業日後とします。

2. 定期選定に係る選定期

所定の選定日から3 か月以内に行うこととされていますが、これを「所定の選定日から次に到来する決算期の末日まで」に行うこととします。

（備考）

・制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則第4条第2項第1号

・制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則第4条第4項

III. 施行日

平成 22 年 8 月 31 日から施行します。

以 上